

第九部

(五七四)

第一回 參議院農林委員會會議錄第三十五號

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一号)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十号)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三号)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四号)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二号)
- 食料品配給公國法案(内閣送付)
- 油糧配給公國法案(内閣送付)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一号)
- 新炭生産のい路打開に関する陳情(第六十二号)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三号)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七号)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出対策改善に関する陳情(第六十八号)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情(第七十号)
- 農地委員會の経費を全額國庫負担とする事に関する陳情(第七十三号)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願(第七十七号)
- 主食需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四号)
- 蚕糸協同組合法の制定に関する陳情(第七十六号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七号)
- 農業者の農業技術者給與國庫負担とすることに関する陳情(第八十号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四号)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業経費を國庫負担とすることに関する陳情(第八十九号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第九十九号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十九号)
- 蚕糸の増産に関する陳情(第一百十五号)
- 蚕糸協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九号)
- 飼料配給公國法案(内閣送付)
- 函館管轄の管轄区域変更に関する請願(第五十四号)
- 農用人参試験場設置に関する請願(第六十九号)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八号)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第三百十号)
- 蚕糸協同組合法の制定に関する陳情(第三百一十号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第三百三十三号)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第三百三十八号)
- 米穀供出に対する報奨制度の廃止並びに肥料の配給に関する陳情(第四百四十九号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四百五十号)
- 運配主食の價格に関する陳情(第四百五十二号)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國営とすることに関する請願(第八十八号)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに関する請願(第九十五号)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に関する請願(第九十九号)
- 新炭の價格に関する陳情(第一百六十二号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百六十三号)
- 食料品配給公國法に関する陳情(第一百七十六号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百八十七号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第一百八十八号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百二十八号)
- 市営競馬の施行に関する陳情(第二百九十二号)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百九十七号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百九十九号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百十三号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十号)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二号)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漑用水路に関する請願(第二百二十一号)
- 藤山演習地の返還並びに開拓計画変更に関する請願(第三百三十五号)
- 食糧配給確保に関する陳情(第二百二十六号)
- 林業振興対策に関する陳情(第二百二十七号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一号)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十五号)
- 米麦需給計画の根本方針に関する陳情(第二百三十六号)
- 農業保險法制定に関する陳情(第二百四十四号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十五号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百四十八号)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廃に関する請願(第一百七十六号)
- 開拓対策に関する請願(第一百七十七号)
- 旧軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに関する請願(第八十三号)
- 十勝種馬育成所用地開放に関する請願(第八十五号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に関する陳情(第二百六十二号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百六十七号)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百七十一号)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに関する陳情(第二百八十号)
- 勤労大衆の食糧危機突破対策に関する陳情(第二百八十二号)
- 日本競馬会に関する陳情(第二百八十三号)
- 農村指導農場開設に関する陳情(第二百九十四号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に関する陳情(第二百九十五号)
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百九十九号)

- 農林委員会の農林技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百号）
- 臨時農業生産調整法案（内閣送付）
- 小坂部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願（第二百七号）
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願（第二百九号）
- 農地改革促進に關する請願（第二百十三号）
- 東京都内の食糧配給に關する陳情（第三百七号）
- 農林委員会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百十三号）
- 種卵及びひなの價格撤廃並びに養鶏用飼料増配に關する陳情（第二百十八号）
- 農林委員会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百十九号）
- 農林委員会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百二十五号）
- 開拓融資金額に關する陳情（第三百三十号）
- 農地法による山林開墾行爲是正に關する陳情（第三百三十二号）
- 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に關する陳情（第三百三十五号）
- 千葉縣長生郡茂原乾園所の設備を縣丞業業に還元することに關する陳情（第三百三十七号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第三百四十二号）
- 三方原揚水事業に關する陳情（第三百四十五号）
- 富士山ろく開発農業用水事業促進に關する陳情（第三百四十九号）
- ごうじ類の一般製造に關する請願（第二百四十六号）
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願（第二百四十八号）
- 茨城縣下のかん害対策助成に關する請願（第二百七十六号）
- 大池用水幹線改良に關する請願（第二百九十号）
- 主食配給に關する陳情（第三百六十号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第三百七十八号）
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情（第三百八十号）
- 奈良縣下のかん害対策に關する陳情（第三百八十七号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第三百九十号）
- 農林委員会の農業技術者給與國庫補助に關する陳情（第三百九十二号）
- 農業共済保險法案中の農家負担等に關する陳情（第三百九十三号）
- 食糧緊急対策に關する陳情（第三百九十九号）
- 養蚕協同組合設立強化に關する陳情（第四百号）
- 農業協同組合法案の一部を創設することに関する請願（第二百九十七号）
- 日光都市に対する自作農創設特別措置法の実施延期に關する請願（第三百十六号）
- 熱海観光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願（第三百二十四号）
- 森林治水並びに災害防止林造成事業拡充強化に關する請願（第三百三十三号）
- 民有林施策案編成國庫補助増額に關する請願（第三百三十五号）
- 鹿兒島縣に國立茶業試験場九州支場を設置することに關する請願（第三百三十六号）
- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願（第三百三十七号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第四百十七号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第四百二十四号）
- 邑知海干拓計画反対に關する陳情（第四百二十六号）
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國營とすることに關する陳情（第四百三十六号）
- 農村指導農場開設に關する陳情（第四百三十八号）
- 主食の均てん配給に關する陳情（第四百四十号）
- 新発田市旧町裏練兵場拂下げに關する陳情（第四百四十一号）
- 食料品關係の公團制反対に關する陳情（第四百四十九号）
- 農地開発管理の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情（第四百五十号）
- 民有未墾地買収計画の樹立その他に關する陳情（第四百五十二号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第四百五十四号）
- 邑知海干拓計画反対に關する陳情（第四百五十五号）
- 民有未墾地買収計画の樹立その他に關する陳情（第四百五十二号）
- 東京都の薪炭増配に關する陳情（第四百六十号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第四百六十八号）
- 元御料林拂下げに關する陳情（第四百七十号）
- 植林用苗木無償配付に關する請願（第四百一十号）
- 適地開拓に關する請願（第四百二二号）
- 北海道農試試験場復興助成に關する請願（第四百七号）
- 養蠶干拓事業實現促進に關する請願（第四百二十号）
- ビール養蠶奨励に關する請願（第四百二十五号）
- 農業協同組合法の制定その他に關する陳情（第四百八十二号）
- 新発田市産者價格等に關する陳情（第四百八十三号）
- 鹿兒島縣投票所郡のかん害救済に關する陳情（第四百八十六号）
- 農業保險制度の拡充強化に關する陳情（第四百九十一号）
- 農地委員會費國庫補助増額に關する陳情（第四百九十九号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第五百一十号）
- 水害林業対策に關する陳情（第五百一十号）
- 米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情（第五百二十三号）
- 農業協同組合法案その他に關する陳情（第五百二十四号）
- 競馬法の改正に關する陳情（第五百二十五号）
- 適正米價決定に關する陳情（第五百二十六号）
- 修養沿岸干拓事業實現促進に關する陳情（第五百二十八号）
- 千葉縣下のかん害復旧助成に關する陳情（第五百二十九号）
- 農業協同組合法案に關する陳情（第五百三十四号）
- 食料配給公團制反対に關する陳情（第五百三十八号）
- 食料配給公團制反対に關する陳情（第五百四十一号）
- 農業保險法の改正に關する陳情（第五百四十四号）
- 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案（内閣送付）
- 國有林野法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 緊急食糧備蓄に關する特別措置法案（衆議院送付）
- 農地調整法の一部を改正する法律案（内閣送付）
- 林業関係水害復旧費國庫補助引上げその他に關する請願（第四百五十号）
- 農業協同組合法案の一部を創設することに関する請願（第四百五十二号）
- 纖維産業従業者に対する加配米及び物資備蓄配給に關する請願（第四百六十三号）
- 山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止対策に關する請願（第四百七十二号）
- 山梨縣下の水害復旧費國庫補助に關する請願（第四百八十号）
- 農地制度改革等に關する請願（第四百八十一号）
- 食料配給公團制反対に關する陳情（第五百四十六号）
- 食料配給公團制反対に關する陳情（第五百五十一号）
- あひる飼育事業の拡充強化に關する陳情（第五百五十四号）
- 緊急開拓事業費の増額に關する陳情（第五百六十九号）
- 水害應急対策用建築資材の配給に關する陳情（第五百七十号）
- 大和平野東南部用水改良事業費算増額に關する陳情（第五百七十一号）
- 農地制度改革に關する陳情（第五百七十二号）
- 奈良縣下のかん害対策に關する陳情（第五百七十三号）
- 農業協同組合法案中に薪炭を明記することに關する陳情（第五百七十四号）

- 埼玉縣人間郡民有林開拓反対に関する請願(第四百八十八号)
- 埼玉縣下水町村の農業会助成に関する請願(第四百九十四号)
- 和歌山縣のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)
- 奈良縣下のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百号)
- 愛知縣下のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百一七号)
- 大阪府のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百二七号)
- 京都府のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百六号)
- 茨城縣右岸用水改良事業費國庫補助に関する請願(第五百十三号)
- 愛知縣下のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百十四号)
- 土地改良事業の継続施行に関する請願(第五百十五号)
- 農業災害補償法施行に関する請願(第五百十七号)
- 滋賀縣甲賀郡外一部のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百二十二号)
- 小倉市曾根地先干拓実現に関する請願(第五百二十七号)
- 三重縣下のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百二十四号)
- 岐阜縣下のかん青應急対策費國庫補助に関する請願(第五百七十六号)
- 群馬法の改正に関する請願(第五百七十七号)
- 食料配給法改正に関する請願(第五百七十八号)
- 土地改良事業継続施行に関する請願(第五百八十二号)

- 農地調整法令の改正等に関する陳情(第五百八十三号)
- 兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に関する請願(第五百四十三号)
- 埼玉縣下の水害復旧耕地事業費國庫補助に関する請願(第五百五十三号)
- 岩手山ろくの國営開墾及び岩手畜産牧場の拡充強化に関する請願(第五百六十号)
- 民有林施業案編成國庫補助増額に関する請願(第五百六十五号)
- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに関する請願(第五百六十六号)
- 三化螟虫駆除費國庫補助に関する請願(第五百六十九号)
- 新設緊急確保に関する請願(第五百八十七号)
- 農業協同組合法案に関する陳情(第五百八十八号)
- 兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に関する陳情(第五百九十九号)
- 千葉縣下のかん青対策費國庫補助に関する陳情(第六百四号)
- 京都府のかん青應急対策費國庫補助に関する陳情(第六百四号)

○委員(補見委員) 只今から委員会を開会いたします。最初に議題として國有林野法の一部を改正する法律案を議題に供します。昨日本案は衆議院を通過いたしましたして本院に正式に送付されました。従つてこれから正式審議に入る訳であります。本案につきましては先般予備審査において一應質疑を終了したのであります。更に本日討論、採決に入ります。若し御質疑がございませば御質疑をして戴きまして、なければ直ちに討論、採決に入りたいと思ひます。

○木下下審判官 直ちに討論、採決に入らんことの動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員(補見委員) 御異議ないようであります。それでは木下さんの動議に従ひまして、これから討論に入りたいと思ひます。では別に御質疑もないようですから、これから採決に入りたいと思ひます。國有林野法の一部を改正する法律案を議題に供し、これより採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○委員(補見委員) 全会一致、従つて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。それから例の如く多数意見者の署名を載せます。尙委員長報告も従来の例に従つて御諒承を得たいと思ひます。宜しくお願ひいたします。

〔多数意見者署名〕

○委員(補見委員) それでは次に農地関係の農地調整法及び自作農創設特別措置法を議題に供します。昨日に引続きましてこれから質疑に入りたいと思ひます。尙お断りいたして置きたいことは、衆議院の方で現在の法案は目下馬力をかけてやつておられるようでありまして、当委員会としましては、相当の回数この審議に費やしたのであります。尙未だ予備審査であり

○委員(補見委員) 昨日は土地の問題に対して多少この農地改革の推進を進行させるような質問が展開されました。これは、誠に遺憾に思ふのであります。この昨日における委員会が、日本の農地改革の推進を妨げておるような縮図であるというような感がある。取上げはいろいろな形で現われて来て、政府の発表では非常に買収等も順調に進んで行き、農地改革の方向が非常に明朗なように伺つておるので、それが、實際はその如き状態ではなくして、頻りに土地取上げが行われておる。殊に大正十三年にできました小作調停法がこの場合に今尙利用されまして、本来なら農地法に従属せられなければならぬものを、土地取上げの場合に小作調停法によつてやる。従つて地主側がその権利を守るために民事訴訟によるところの仮処分等に附して立入り禁止をやるというふうなことが随所に見られるのは誠に遺憾でございます。現在政府当局はかくの如き方法に對してどういふふうにお考えになつておるか。そして小作調停法が現状の如く悪用され、眞に耕作農民に利益にならない、もう對立的なものになつておる。この小作調停法を廢止する断乎たる意思を持つておられるかどうか。

かという点と、それから土地取上げ問題に對して小作調停法を適用する問題に對してどういふふうにお考えられておるか。そして最近の土地取上げの具体的な状態、これは必ずしも農林大臣に土地取上げの件数、その内容等について質問して、或る機会に答えるというふうなものでございまして、その状況を併せてお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山澤利作) 裁判所によるところの小作調停が、すべての場合とは申しませぬけれども、多くの場合におおむねになりました。その内容等についてお断りいたします。そこで、そのようなことから、又土地取上げの取締等に關して、この夏農林、司法、内務次官名を以て注意を喚起したこともあります。我々も注意を喚起したことは絶えず司法省とは、いわゆる掛合はいたしておるのであります。しかし今の社会情勢からいまして、特に又農地改革の影響もあつて、未だに土地取上げという問題はならん解決を見ておるような段階に行つておる。そこで建前といたしましてはこの農地に関する紛争の調停は、農地委員会で処理することを建前としておるのであります。その判断によるべきことは妥協であるという方針は持つておられますけれども、然らば今の裁判所による所の調停を一挙に廢止するかどうかということになります。これはさういふ段階ではないと思つておる。一方の農地委員会による所の運営におきまして、一方に裁判所による所の調停を廢止して宜しいという程自信が持たない所もあるわけでありまして、そ

ここで当面両立で行く。そうして小作調停の方は内容的に改善したい。即ち調停委員になる人の質が相当問題であります。それには理解のある人を調停委員に選んで貰うというように希望をいたしておきます。又司法省でも実際そういう措置をやつておられる。府縣によりましては非常にうまく行つておる所もあると思ひます。併し概して申せば御指摘のような色彩が濃厚であるといふことは認められると思ひます。そこで裁判所による所の調停を廃して、農地委員会二本で行くというこ

とにつきましては將來の問題として、機熟する場合に篤と考慮をいたしたい。こういう方針であります。それから今の土地返還の状況でございますけれども、只今資料を持つておりません。そこでこれにつきましての最近の資料は、後に取寄せて差上げたと思つております。そこで、こういうふうな状況もありますので、今回はこの農地調整法第九條に「合意解約を含む」ということにはいたしまして、そこに今まで合意解約を含むが如く含まざるが如く、又實際の場合におきましては、合意があれば農地委員会へ掛らずに処理をされておる。それが正当なる合意でありますれば、それは無論問題はありませんけれども、合意に名を藉りて真正なる合意でない場合が相当含まれておるといふことは、こういうことが十分あると思ふ。今後はそういう点は十分考慮したいと思ひます。同時に小作調停におきまして、調停が成立した。即ち小作者の方から同意をいたしたという場合におきましても、それが裁判所における……私は余り裁判所に行つたことがないので、想像

するのには、あつた法廷の空気の中心において、何らかの威圧を感じて、調停が成立したというふうな場合であれば、これは勿論農地委員会において再び審議をなし得るわけでも、今回の改正でなし得るわけでもありません。尤もこれは非常に異例の場合だと思ひます。そういう運用上の点も考えられておるわけでありませう。何れにいたしましても、この農地改革を通じて、土地取上げが非常に頻繁に行われておるといふことは、一方に非常にいいことであるが、一方に非常に大きな弊害を成しておるわけでありませう。この点につきましては、取締法規の整備、農地委員会の運用、又一般の自覚、これらの点を徹底いたしまして、事態を改善いたしたいという考えでございます。

○榎野勝次君 只今の農政局長の説明によりまして、土地取上の非常に遺憾な点がある事実は認められたようでありませうが、その場合にまだ小作調停法を置いておかないといけないという、存置の理由が非常に不明瞭だと思ふので、そこで又存置されておることによつて……勿論現在の農地委員会が腐敗墮落の過程にあるといふことも歴然たる事実であります。同時に、そういう農地委員会であるだけに、小作調停法を活用することによつて土地取上を完全に地主の利益の方に廻して行くといふ、こういう弊害が多分に認められるし、唯小作調停法の一部を改正して見たところで、その改正は地主擁護に傾いて行く。どうしてもそういう小作人側が不利になるような法を存置しておけば、それを益々利用して行くといふ結果になるので、現状の

土地返還の状況からして見ても、何らかの小作調停法を今直ちに廃止する手続が取れないとするならば、これを使わない。こういうふうなことをはつきりと通謀をするというふうな意思がおありかどうかということを重ねてお尋ねしたいのであります。

○政府委員(山瀬利作君) そういう通謀を出す意思はございません。制度があればその制度を利用するのは、やはり利用せんとする人がそういう権利を持つておると考えるわけでありませう。通謀によつてその途を塞ぐといふことは、これはできないことであると思つております。

○本田健児君 今の問題ですが、小作調停法によつて、地主の土地取上を裁判上認められた場合に、農地委員会がそれを妥協と認めずと決定した場合に、それはどうなりますか。

○政府委員(山瀬利作君) これはその合意が……裁判所における調停が成立すれば、固よりその調停によつて合意が成立したということになるわけでありませう。併しその成立したる合意なるものが、真正の合意なりや否や疑わしい。即ち裁判所の空気に押されて物を言ふぬ人もありませう。そういうふうな場合におきましては、即ち合意の解約と雖も、これは農地委員会において一應承認を受けなければ、この規定の援用によつて、農地委員会においてそれを真正なる合意にあらずと認めれば、そのような状況に即して又判断をする機会がある。こういうわけでありませう。

部分私は解決できるという確信を持つたのであります。これは場合による、そういう例を見ない所もあるかも知れませんが、私の関係した範圍においては、殆ど大部分はそれでありませう。そこで私はどうしてもやはり、俸給生活者は俸給をやつて行くんだ、農家は農家でやつて行くんだという建前が日本で確立しないと思ひます。学校の先生は多くは菜園に困るから、この二段階は確保しなければならぬ。それとや教育は一生懸命に當つておるかといふと、菜園に勤めるために、教育の方もそうやつておれない。二段階や三段階作つても、それで自立はできない。その人もだめだし、他の村の純粹の農家も困る。そういう例は、非常に日本の農村に多いのであります。私はそれをいやという程見せつけられて、その解決に苦心して来た一人でありませうけれども、これは質問ではありませうが、こういう事態が存在しておるといふ、而もこれは農村の中における大きな事実であるといふことを、例として申上げてみたいと思ふのであります。

○本下源吉君 都市計画区域にある耕地、これは随分今までも開放に紛争が屢々起きておるのですが、この問題をもう少し明確に何か法規で、宅地法とか何とかいうようなものを作るとか、その他の方法ではつきりするような考へか準備がございませんか。

○政府委員(山瀬利作君) 都市計画をやつておられます区域の中、農地改革の対象にする土地と然らざる区域との区分でありませうが、これは今までは余りはつきりいたしませんのでありませう。最近農林省、戦災復興院、都廳

並びにGHQの方と協議をいたしましたし、五くらいい置いたと思ひます。このこと、いふものが法律によるところの判当に……でございますが、大体それに近いよう

並びにGHQの方と協議をいたしました。はつきりした基準を作りまじした。目下その通達を出すべく準備をいたしております。その要旨は大体七〇%以上宅地化されている場合は、これを買上の対象としない。それ以下の所であれば原則的に買入。それから政府が買収いたしましたものでも、こういう基準でやりまされども、五ヶ年間必要があると認めれば、先ず所有権は留保して置いて、将来の状況を見る。又その場合に今の日本の状況ではなか／＼五ヶ年間で総てが片附くとも思いませんので、更に必要があればその際に、五年間以内で國に所有権を留保して置くことがある。これが本場に宅地になるべきものであれば、その際にこれを地元の町村に政府から買却をする。こういうようなラインを以て案が纏りましたので、準備していただきたく存じます。これが届きますと、判断の基準が明確になりますので、問題は片附くと思えます。そうして大体の多くの地区は農地改革によるもの買上げの対象になり、その中将来或いは用途変更になるのじやないかというところは、政府が所有権を一時留保しておくという扱いにすることになっております。

○本下運書 同一市町村に二個以上の農地委員会を作る場合の、何か基準が明確になっておりますか。

○政府委員(山澤利作君) 普通の場合には置かないのでありますが、御承知のように、最近特に競争が始まりました。市町村の合併が行なわれ、そういうところでは、元の村毎に置く。こういう原則を採っております。例えは福岡のごとき、確か委員会を十

五くらい置いたと思えます。このことは例の不在地主であるかどうかということに關係するわけです。

○農務局長(橋本義男君) 臨時農業生産調整法案は農務局長に……。

○農務局長(橋本義男君) そうです。

○臨時農務局長(橋本義男君) ちよつとお伺いして置きたいのですが、臨時農業生産調整法案がすでに議會を通過したものとしまして、最近迄の作付け等の統制をすでに開始しておられるというのですが、これはどういふ根拠に基いてやつておられるのでしょうか。そうでなければ法

案がまだ海のものとも山のものとも付かん際、すでにそれがやられるものと予想されてど／＼進行されるという事は、極めて非民主的だと思つております。どうも納得が行かないので、その点に対する一つ御説明を願いたい。

○政府委員(山澤利作君) あれば別段法的根拠は全然ございません。行政措置としてやつておるのであります。大体この内閣ができましたも、緊急経済対策の食糧部面の第一番目に生産調整法が置つてあるわけでありまして、それからこれを法律化して議會に提案になつたわけでありまして、その通過の時期等を考えますと、到底差の作付には間に合わない。併し一方来年度の麦「じやがいも」から事前割当の制度によつて供出を改めて行きたい。こういう希望から、法律の通過乃至は成立

等を待たずに、その前に行政措置としての面積割当を取敢えずいたしたのであります。若し法律が通りますれば、これはその面積を基準として数量を計算し、そしてこの生産数量並びに保有米の保有量を差引いた供出量というものを決めて行く。正式には供出量と

いうものが法律によることとの割当になるわけです。このことが果して民主的であるかどうかというところにつきましては、或る程手続の点といたしましては、法的な根拠は何もないのでございませぬけれども、併し事前割当という制度は、私共の知つておる限りにおいてはこれは農村の輿論であります。又その制度をやるからには前からやつた方がよいという考えを持ちまして、ああいう行政措置を執つたわけでありまして、この事情は又二面からいへば關係方面の懸念……、懸念ということもおかしいですが、まあそちらの方のあれもあり、そういう意味でやつておるわけでありませぬ。

○農務局長(橋本義男君) 速記のある間に私からちよつと申上げて置きたいことだけお許し願いたいと思つて、それは今午度問題になつております農業生産調整法案について、かねてこの委員会のお話がございまして、衆議院と事動によく連絡を密接するために小委員を挙げる。こういうこととありましたが、理事の方とも御相談をすることとで、今日まで延びておつたのであります。その委員を委員長の指名によつてさして頂くことに御了承を得ておつたのであります。羽生さんと、それから竹中さんと、北村さんと、山崎さん及び藤野さん、この五名の方にお願いしたいと思つておりますので、その上りに御了承願いたいと思つて、それから陳情、諸願の問題について、山林及び開拓關係の陳情は林業等の小委員会御審議を願うことになつておりますが、それ以外の陳情、諸願につきましては、やはり別途、林業等の小委員会は御承知の上十一名の委員会

でございますが、大体それに近いような数で以て林業關係以外の陳情、諸願を御審議願いたいと思つておるので、本日まで小委員の方に御委譲するところまで至つておりませんが、その前提としての小委員会の数及び指名等も一つ委員長にお委譲願いたいと思つております。

○農務局長(橋本義男君) 御異議ないようでありませぬから、そういうふうに取り計らひまして、別途又御連絡申上げたいと思つて、それだけ一つ……。

○本下運書 此の機会にちよつとお尋ねして置きますが、政府は第三次土地改革に対して、なんらか計画をしておられることがありましたら、この機会に一つお伺いして置きたいと思つております。

○政府委員(山澤利作君) 事務的にはなんら計画いたしておりませぬ。

○農務局長(橋本義男君) それではこれから速記を省略いたします。

午後二時十二分速記中止

午後二時十六分速記開始

○農務局長(橋本義男君) 速記を始め、それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時十七分散会
出席者は左の通り。

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 橋本 義男君 |
| 理事 | 木下 源吾君 |
| 委員 | 太田 敏兄君 |
| | 田中 利勝君 |
| | 羽生 三七君 |
| | 北村 一男君 |
| | 柴田 政次君 |
| | 木村 四郎君 |
| | 小杉 繁安君 |

- 政府委員
- 農林事務官 山澤 利作君
(農務局長)
- 十一月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に關する請願(第五百四十三号)
 - 一、埼玉縣下の水害復旧耕地事業費國庫補助に關する請願(第五百五十三号)
 - 一、岩手山ろくの國營開墾及び岩手種畜牧場の拡充強化に關する請願(第五百六十号)
 - 一、民有林業案編成國庫補助増額に關する請願(第五百六十五号)
 - 一、樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第五百六十六号)
 - 一、三化螟駆除費國庫補助に關する請願(第五百六十九号)
 - 一、耕安緊急確保に關する請願(第五百八十一号)
 - 一、農業協同組合法案に關する陳情(第五百八十七号)
 - 一、兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に關する陳情(第五百八十八号)
 - 一、千葉縣下のかん青対策費國庫補助に關する請願(第五百九十号)
 - 一、京都府のかん青緊急対策費國庫補助に關する陳情(第六百四号)

- | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 石川 準吉君 | 河井 彌八君 | 徳川 宗敬君 | 藤野 繁雄君 | 松村眞一郎君 | 山崎 恒君 | 板野 勝次君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|

(請第五百四十三号) 昭和二十二年十一月十一日受理
兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に關する請願
請願者 兵庫縣知事 岸田幸雄 外一名

紹介議員 藤森貞治君外七名
本年七月九日來襲の暴雨による兵庫縣下の災害は、近來まれに見る甚大なもので、中でも耕地関係では、耕地の流失埋没面積一千七百九十町歩に達した。この復旧は急を要するものであるが、資材労賃の著しい高騰のため、工事の遂行は困難であるから、本復旧工事に對し高率の國庫補助を與えられたいとの請願。

(請第五百五十三号) 昭和二十二年十一月十二日受理
埼玉縣下の水害復旧耕地事業費國庫補助に關する請願
請願者 埼玉縣北葛飾郡吉川町 長 深井誠一外二十三名

紹介議員 天田勝正君外四名
過般の水害による本縣下耕地関係の災害は突に五億七千余万円に達し農民ははげしく自失の状態となつてゐる。これが復興のため、相當の追加予算を計上して災害復旧費に對する高率の補助と補助金交付までの間事業維持資金としての金融措置を講ぜられたいとの請願。

(請第五百六十号) 昭和二十二年十一月十二日受理
岩手山ろくの國營開墾及び岩手種畜牧場の拡充強化に關する請願
請願者 岩手縣議會議長 村上順平
紹介議員 千田正君

政府は國內數ヶ所に國營開墾を企画してゐるが岩手山ろくは土地廣大であり本縣營農組織の特殊性から見て綜合的計画を実現せられると共に營農組織上不可欠の有營農業は本邦馬産界の中核的存在であるから農林省岩手種畜牧場を強化拡充せられたいとの請願。

(請第五百六十五号) 昭和二十二年十一月十二日受理
民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願
請願者 佐賀縣藤津郡鹿島町佐賀縣森林組合連合會長 大渡熊次外六名
紹介議員 深川榮左衛門君
この請願の趣旨は、請第三百三十五号と同じである。

(請第五百六十六号) 昭和二十二年十一月十二日受理
樟腦製造事業を森林組合に許可するに關する請願
請願者 佐賀縣藤津郡鹿島町佐賀縣森林組合連合會長 大渡熊次外六名
紹介議員 深川榮左衛門君
この請願の趣旨は、請第三百三十七号と同じである。

(請第五百六十九号) 昭和二十二年十一月十二日受理
三化螟虫駆除費國庫補助に關する請願
請願者 高知縣安藝郡馬ノ上村 長 野崎利光外三百八十六名
紹介議員 寺尾豐君外二名
高知縣安藝郡は海岸段丘や狭い平野を利用する關係上三化螟虫の発生に好適の條件を備へてゐるが、資材難、資金難のため、これの駆除が十分でなく

本年における全郡の作付面積三千三百九十町歩の内、收穫量等予想反別二百町歩、七割減收六百町歩という同郡未曾有の大減産となつた。このままにして推移すれば明年度の増産、供出に一大支障を生ずるから、誘蛾燈の新設、病虫駆除費に對し應分の國庫支出をもつて螟虫被害を軽減されたいとの請願。

(請第五百八十一号) 昭和二十二年十一月十三日受理
薪炭緊急確保に關する請願
請願者 東京都千代田区有樂町一ノ三電氣協内藤原誠一
紹介議員 佐々木良作君外一名
家庭用薪炭の下半期配給量の木炭換算九俵を確保するため、薪炭緊急確保協力会の提示する請願書記載の緊急対策を採用せられたいとの請願。

(陳第五百八十七号) 昭和二十二年十一月十日受理
農業協同組合法案に關する陳情
兵庫縣水上郡鴨庄村鴨庄村森林組合長 吉見傳左衛門
この陳情の趣旨は、陳第三百四十二号と同じである。

(陳第五百八十八号) 昭和二十二年十一月十日受理
兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に關する陳情
兵庫縣知事 岸田幸雄外一名
本年七月九日來襲の暴雨による兵庫縣下の水害は耕地の流失埋没面積一千七百九十町歩、総額二億二千八百万円の巨額に達し、復旧工事は緊急性を有するが資材労賃の高騰により至難を極めてゐる状況であるからこの影響を最

少限度に止め農業経営の不安を除去するよう高率の國庫補助をせられたいとの陳情。

(陳第五百九十号) 昭和二十二年十一月十日受理
千葉縣下のかん害対策費國庫補助に關する陳情
千葉縣會議長 逆井隆二
千葉縣下今夏のかん害損失は枯死面積九千余町歩、石数四十五万六千余石を算する悲惨なる状態である。縣は力の及ぶ限りこれが対策を講じているが、應急、恒久対策を樹立しなければ農民に一大恐慌を招來し憂慮すべき状態にあるが本事業は巨額の経費を要するので國庫助成の方途を講ぜらるる様にされたいとの陳情。

(陳第六百四号) 昭和二十二年十一月十四日受理
京都府のかん害應急対策費國庫補助に關する陳情
京都府知事 木村博外十名
京都府における今年のかん害は農家、府当局の努力により植付不能面積を百五十町歩に留めたが、山城地区七千余町歩の不能面積救済に要したる経費は二千八百余万円、反当り五千円の巨費を投じたものがある。これ等は生産供出熱意の發露であるから今後農家生産意欲向上と次期作付の影響上から、右かん害應急対策費に對し國庫補助の途を開かれたいとの陳情。

紹介議員 千田正君

昭和二十三年四月九日印刷

昭和二十三年四月十日發行

參議院事務局